

岡山県 Plant 説明会（令和7年7月30日開催）質問回答

<アカウント>

Q1 初期パスワード変更の手続きは、いつまでに完了したらよいか。

A1 変更期限までは設けていませんが、各自の初回ログイン時に変更していただくよう周知をお願いいたします。

Q2 すでに退職した職員のアカウントはどうしたらよいか。

A2 退職者が県費負担教職員であれば、対応していただくことはありません。

センターで毎月中旬以降に給与情報から異動状況を反映します。退職者は削除し、採用者はアカウント情報をお知らせします。

（退職者が市町村費負担教職員であれば主管部局へお問い合わせください。）

Q3 育休で出勤していない職員のアカウント配付はどうするのか。

A3 育休等で長期に不在の場合は、次回の出勤時に配付してください。紛失等しないよう厳重に管理をお願いします。

Q4 年度途中の人事異動に伴うアカウント修正について、どのように変更していくのか。

A4 県費負担教職員であれば、センターで毎月中旬以降に給与情報から異動状況を反映します。

退職者は削除し、採用者はアカウント情報をお知らせします。お急ぎの場合は、該当者の情報を教えていただければ個別に対応しますのでご連絡ください。

Q5 非常勤講師が常勤講師になった。アカウント発行手続きについて教えてほしい。

A5 県立学校であれば、対応していただくことはありません。センターで毎月中旬以降に給与情報から異動状況を反映します。退職者は削除し、採用者はアカウント情報をお知らせします。

Q6 非常勤講師等の配付対象者以外のアカウントは、原則発行しないのか、市教委等で作成して配付を行うのか、運用の方針としてはどうか教えてほしい。

A6 非常勤講師等は研修受講履歴の記録対象外であるため、基本的にアカウントの発行はしませんが、もし県総合教育センターの研修を受講することがあれば、センターで一時アカウントを発行します。

市町村教育委員会においては、Plant での市町村主催の研修受講の有無、頻度等を勘案の上アカウントの発行をご検討ください。

[Plant(岡山県):非常勤講師等一時アカウント発行依頼フォーム]

<https://forms.gle/AENeQfJg7KXbNYMu7>

Q7 学校管理職アカウントを使える職名の想定を教えてください。

A7 学校管理職アカウントは、校長、副校長、教頭に管理していただくことを想定しています。研修（承認）担当の管理職の方がアカウントを管理されると思いますが、急に研修の承認作業が必要になることも想定されますので、管理職の方で共有していただければと思います。

Q8 こども園の学校管理職アカウントから研修申込みができるのか。

A8 学校管理職アカウントから研修の申込はできません。こども園の職員は、市町村費負担職員となるため、市町村教育委員会等で教職員等アカウントを発行していただきます。お手数ですが、市町村の主管部局にお問い合わせください。

Q9 現在、アカウント情報の姓・名について、「姓」のところに姓名いずれも入力された状態になっている。変更する（姓は「姓」に、名は「名」に入力し直す）と不都合が生じるか。

A9 不都合は生じませんので、どちらにご入力いただいてもかまいません。

Q10 【私立学校】今のところ、県の研修センターの研修に参加する予定はないが、9月以降の研修参加を見据えて、Plantのアカウントをとっておいた方がよいか。それとも、研修を受けることが決定した時点でアカウントをとればよいか。

A10 Plant になって「初回の研修を受けることが決定した時点でアカウントを取得」していただいてもかまいません。

[Plant(岡山県):私立学校園用共有アカウント発行依頼フォーム]

<https://forms.gle/8dNuAhJTcNRNiQJY8>

<利用対象者>

Q11 各所属には教員籍の職員とそうでない職員（事務職員等）がいるが、これまでの研修は e 研修所へ各々でログインして受講したり、一つの部屋に集まり全員で行っていた。今回の変更で教職員籍の職員には、Plantのアカウントを配付し、手順に沿って研修に取り組んでもらうことができると思うが、教職員籍でない職員に対してはどのように研修に取り組んでもらえばよいか。

A11 教育委員会、県立学校の事務職員はアカウント発行対象ではありません。旧システムであればコンプライアンス研修は事務職員も参加する研修となっていますが、対応方法等は本庁において調整しています。

<受講履歴:過年度分>

Q12 令和4年度以前の履歴については、個人で入力するのか。それとも対象としないのか。

A12 法律に基づく研修履歴の記録は、施行日の令和5年4月1日以降の研修が対象なので令和4年度以前は対象としません。

Q13 講座受付システムから移行された研修受講履歴について、「研修概要」や「受講した気づき・所感」が記載されていないが、今後改めて各個人が入力をするといったことが必要になるのか。また、これから受講する講座についてはどうか。

A13 過去の修了した研修について、追加で所感等の入力を求めることはありません。今後の研修講座で「受講した気づき・所感」への入力を必須とするかどうかは、研修講座毎の判断になると想定されます。なお、「必須記録研修に準ずる研修」は各個人が Plant に入力する際、研修成果を残すため簡潔に振り返りを入力することとなっております。

<任意記録研修の入力>

Q14 任意記録研修は、どこに入力するのか。

A14 Plant 上の「受講履歴」→「受講履歴登録」→「受講履歴追加」で登録します。なお、入力画面の「指標一般コード」は「一般研修」のみとなります。

Q15 任意記録研修の入力期限はありますか？

A15 特に期限は定めていません。研修受講後、各自で速やかにご入力ください。

Q16 個人が Plant に登録する研修は、具体的にどのような研修が想定されているのか。学校の毎回の校内研修や、市町村教育委員会が主催する校務分掌に係る研修なども対象か。

A16 個人が Plant に登録する研修は、「任意記録研修」及び「必須記録研修に準ずる研修」となります。任意記録研修の例につきましては、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の手引」をご確認ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/842466.html>

「必須記録研修に準ずる研修」(令和 7 年 3 月 25 日付教高指第 548 号(高校教育課発出))については、Plant の一般研修に入力ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/969976.html>

その他の研修等について、Plant の一般研修への入力については、範囲の指定はありません。記録することが負担とならないよう留意してください。

Q17 説明の中に”一般研修”という名称が出てきたが、これは講座受付システムに反映されていない研修のことを指すのか。

A17 「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の手引」において「任意記録研修」と記載されているものが Plant 上で「一般研修」と表示されます。講座受付システムには反映されていない研修です。

Q18 県や教育事務所主催の研修は、任意記録研修としての記録は不要でよいのか。

A18 県教育庁各課室・教育事務所が主催する研修等は、必須記録研修であるため、Plant 上で開催され、自動で記録されます。各個人での記録は不要です。

Q19 個人が管理する受講履歴登録について、「研修概要」「受講した気づき・所感」は必須になっていないが、この項目の記録の入力については、各個人もしくは研修主催者の判断という理解の仕方で構わないか。

A19 「研修概要」の記録については任意です。「受講した気づき・所感」の記録について、任意記録研修の記録では任意であり、「必須記録研修に準ずる研修」では必須です。

<必須記録研修に準ずる研修>

※「必須記録研修に準ずる研修」の詳細は、令和7年3月25日付 教高指第548号「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に係る「必須記録研修に準ずる研修」の新設等について（通知）」（高校教育課発出）をご覧ください。

Q20 「必須記録研修に準ずる研修」の Plant への入力箇所は受講履歴登録の一般研修でよいのか。

A20 「必須記録研修に準ずる研修」の記録については、任意記録研修と同様に Plant 上の「一般研修」に教員等の個人が記録してください。なお、任意記録研修と区別するため、研修講座名の前に「★（準）」と加えて記録してください。

Q21 「必須記録研修に準ずる研修」の申込方法は、総合教育センターの講座と同じように入力すればよいのか。その際に、研修主催者が事前に Plant で設定しておくことがあるか。

A21 「必須記録研修に準ずる研修」は Plant での研修登録及び申込は不要です。各研修の主催者の指示に従い、申込を行ってください。ただし、「必須記録研修に準ずる研修」受講後に、その記録については、Plant 上の「一般研修」に教員等の個人が記録してください。なお、任意記録研修と区別するため、研修講座名の前に「★（準）」と加えて記録してください。

Q22 特別支援学校の公開講座を任意記録研修として記録する場合、「★(準)岡山県立〇〇支援学校公開講座」(学校の公開講座名)なのか「★(準)重複障害のある肢体不自由児童生徒の指導について」(公開講座のテーマ)なのか。

A22 必須記録研修に準ずる研修は「★(準)研修講座名」と記録することとしております。この研修講座名は令和7年4月1日付、高指第1号「令和7年度 県教育庁各課室・教育事務所の研修一覧」及び「必須記録研修に準ずる研修一覧」の送付について(通知)のうち、「必須記録研修に準ずる研修一覧」の研修名・大会名等を記録してください。

<受講奨励>

Q23 管理職が研修履歴の閲覧ができるが、これはどのような目的か。

A23 「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」にご活用ください。

<研修全般>

Q24 経験年数別研修、担当者研修、専門研修等での事後の省察は今まで通りあるのか。必須記録研修に準ずる研修も同じように省察を入力するようになるか。必須記録研修に準ずる研修で事後の省察がある場合、現在事前事後に管理職に提出している校外研修申請書や事後の報告書は、Plant の省察を管理職が見ることができれば廃止することがサービス上可能になるか。

A24 システムは変わりますが、研修の要項等が変わるわけではありませので、省察等も変わらないとお考えください。また、「必須記録研修に準ずる研修」は各個人が Plant に入力する際、研修成果を残すため簡潔に振り返りを入力することとなっております。校外研修申請書や事後の報告書の廃止までは想定しておりません。

Q25 他府県の講座を受講することは可能か。また、勤務時間外であれば、管理職の承認がなくても受講可能か。

A25 他府県の講座を受講することは可能です。ただし、管理職に受講したい理由等を説明し、許可を得た上で申し込んでください。なお、研修は勤務時間内に受講してください。

Q26 研修名について、説明では「岡山県では、令和〇年度～研修」とする趣旨の話があったと記憶しているが、これまでの講座受付システムから移行された研修名には「令和〇年度」の記載がない状態となっている。今後の研修名のつけかたについて、確認をお願いしたい。

A26 講座受付システムから移行したデータの研修名は加工せず、そのまま Plant に移行しています。Plant は他の地方公共団体等も利用するシステムであり研修講座も非常に多く登録されています。研修の運営及び受講者の申込みにおける必要性から、研修名の頭に【岡山県】等の自治体名を入力するなどのルールを研修主催者にお示ししています。詳細は、＜「研修主催者等」向け補助マニュアル（岡山県版）＞をご覧ください。